

岩手県食の安全安心推進条例施行規則をここに公布する。

平成22年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

岩手県食の安全安心推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手県食の安全安心推進条例（平成22年岩手県条例第37号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定事業者である販売者)

第2条 条例第2条第5号イの規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 食品等に自らの氏名（法人にあつては、名称又は略称）、商号、商標その他の自己を表す表示をした販売者（当該表示に係る食品等を回収する場合に限る。）
- (2) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）第21条第10項に規定する製造者の製造所固有の記号を当該製造者と連名で厚生労働大臣又は消費者庁長官に届け出た販売者（当該記号を表示した食品等を回収する場合に限る。）
- (3) 消費者に食品として販売するため、農林漁業者との契約により栽培した農林水産物を、当該農林漁業者から直接購入した販売者（当該購入した農林水産物を回収する場合に限る。）

(自主的な回収の着手の報告)

第3条 条例第19条第1項の規定による報告は、別に定める様式による自主回収着手報告書を知事に提出することにより行うものとする。

2 条例第19条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 省令第21条第1項第1号ロ又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第7条第2項第2号ホ、第3号ヲ若しくは第4号チの規定による消費期限又は賞味期限の表示の基準に違反するもの
- (2) 省令第21条第1項第1号へ、ト若しくはヌ又は乳等省令第7条第2項第3号チ若しくはリ若しくは同項第4号ホ若しくはへの規定による原材料又は特定原材料の表示の基準に違反するもの
- (3) 省令第21条第1項第1号チ又は乳等省令第7条第2項第2号へ、第3号ワ若しくは第4号リの規定による保存の方法の表示の基準に違反するもの

3 条例第19条第1項第2号の規則で定める食品等は、次に掲げる食品等が一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造、生産等がされた食品等の一群を構成する食品等の中に相当数含まれていると認められる食品等とする。

- (1) 衛生管理の不備に起因して、特定事業者の意図しない微生物、化学物質若しくは異物が含まれ、若しくは付着した食品等又はその疑いがある食品等
- (2) 現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害を生じるおそれがある食品等
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置がとられている場合において当該命令の対象となった食品等と同種又は類似の食品等であつて、当該命令の対象となっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがあるもの

(自主的な回収の終了の報告)

第4条 条例第19条第2項の規定による報告は、別に定める様式による自主回収終了報告書を知事に提出することにより行うものとする。

(報告書の経由)

第5条 第3条第1項の規定による自主回収着手報告書又は前条の規定による自主回収終了報告書は、自主的な回収を行った食品

等を製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した事務所、事業所又は施設の所在地（当該事務所、事業所又は施設が2以上ある場合には、主たるものの所在地）を所管する保健所長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。